

仮処分命令申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所●部御中

債権者代理人弁護士 ●●

当事者の表示 別紙当事者目録に記載
被保全権利 発信者情報開示請求権

申立の趣旨

債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよとの裁判を求める。

申立の理由

第1 被保全権利

1 本件投稿

インターネットのサイト「X」(Twitter、以下「本件サイト」という)では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事(以下「本件投稿」という)が公開された(甲●:画面)。

2 発信者情報開示請求権

(1) 特定電気通信

本件サイトの投稿は不特定の者により受信されるため、投稿行為は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「法」という)2条1号の「特定電気通信」であり、本件サイトの蔵置されたサーバーコンピュータは法2条2号の「特定電気通信設備」である。

(2) 特定電気通信役務提供者

債務者は本件サイトを管理・運営しており（甲●：利用規約）、法2条3号、5条1項の「特定電気通信役務提供者」に該当する。

(3) 権利侵害の明白性

本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、債権者の「権利が侵害されたことが明らか」である（法5条1項1号、甲●）。

(4) 正当な理由

債権者は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法5条1項2号）。

(5) 補充性

一般に債務者は、投稿者の氏名（施行規則2条1号）を保有しておらず、特定発信者情報（同条9号、13号）以外には、電話番号（同条3号）、メールアドレス（同条4号）、投稿日時（同条8号）の情報しか保有していないため、補充性要件を満たす（法5条1項3号ロ、施行規則4条）（甲●：補充性の報告書）。

(6) 発信者情報の保有

債務者は、投稿の記録として、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

3 小括

したがって、債権者は債務者に対し、被保全権利として法5条1項の発信者情報開示請求権を有する。

第2 保全の必要性

1 IPアドレスの早期開示の必要性

投稿者を特定するには、債務者が保有する情報では足りず、接続プロバイダに対する発信者情報開示請求が必要となる。

ところが、接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは3～6か月程度のため（甲●：ログ保存期間）、債権者が債務者に対しIPアドレス開示請求の本案訴訟を提起しても、請求認容時には、接続プロバイダの通信記録は削除されている可能性が高い。

2 小括

そこで、投稿者に対する権利行使ができなくなる事態を防ぐため、発信者情報の仮の開示を求めておく必要がある。

以上

疎明方法

証拠説明書に記載

添付資料

- 1 甲号証写し……………各1通
- 2 証拠説明書……………1通
- 3 委任状……………1通
- 4 資格証明書……………●通

(別紙) 当事者目録

〒●

債権者 ●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

債権者代理人弁護士 ●

アメリカ合衆国 8 9 7 0 1、ネバダ州、カーソン・シティ、サウス・カーソン・
ストリート 7 0 1、S T E 2 0 0

債務者

X Corp.

上記代表者 (日本における代表者)

多田 光毅

(送達先)

〒 1 0 0 - 6 0 0 4 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 4 階
隼あすか法律事務所

(別紙) 発信者情報目録

下記スクリーンネームのアカウントにログインした際の IP アドレス及びタイムスタンプのうち、下記投稿日時に最も時間的に近接したもの。

記

番号	スクリーンネーム	投稿日時
1	@ ● 1	●年●月●日●時●分 (JST)
2	@ ● 2	●年●月●日●時●分 (JST)

(別紙) 投稿記事目録

番号	1
閲覧用 URL	https://twitter.com/●/status/●
名前	●
スクリーンネーム	@● 1
投稿内容	●
投稿日時	●年●月●日●時●分 (JST)

番号	2
閲覧用 URL	https://twitter.com/●/status/●
名前	●
スクリーンネーム	@● 2
投稿内容	●
投稿日時	●年●月●日●時●分 (JST)

(別紙) 権利侵害の説明

1 同定可能性



2 名誉権侵害



3 違法性阻却事由



4 結論

したがって、本件投稿には権利侵害の明白性がある。

以上

仮処分命令申立事件

債権者 ●

債務者 X Corp.

上申書

令和●年●月●日

東京地方裁判所●部御中

債権者代理人弁護士 ●●

1 第三者供託上申

発令にあたり担保が必要となる場合には、第三者弁護士●●による立担保を許可されたく上申する。

2 間接強制の方針に関する上申

- 発令後に発信者情報の不保有が判明したときは、間接強制の申立てをしない方針とする。
- 間接強制の申立て後に発信者情報の不保有が判明したときは、本件申立てを取り下げる方針とする。

以上